

身体的拘束等の適正化のための指針

2024(令和6)年4月1日

社会福祉法人 那珂の郷
特別養護老人ホーム グリーンヴィラ妙見

情報公開ホームページアドレス

<https://nakanosato.com/>

QR コード



身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

身体拘束の具体例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |
|--|

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応じる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

委員会を構成する委員については、別に定める。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について利用者及び家族に対し現場責任者等が「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を以て説明を行う。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において実施件数の確認を行い、身体拘束等をやむを得ず実施している場合については協議検討し議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に記録する。
- ④ 身体拘束等解除の場合は速やかに家族に対して報告を行う。

(エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議しその理由を記録する。その後の事は身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を含めた多職種において協議する。
- ② 担当の現場責任者等は、可及的速やかに家族への報告と説明を行う。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止・適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業責任者)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(管理者)

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(現場責任者)

- ① 家族および関係者との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(従業者)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

別紙 書式例

身体拘束に関する説明書・経過観察記録（記載例）

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記の ABC を全て満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. 但し、解除することを目標に鋭意検討を行う事を約束いたします。

- A) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い。
- C) 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位、内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時から

上記の通り実施いたします。

年 月 日

施設名 代表者
記録者

印
印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名
(続柄)

印

身体的拘束についての報告書

- 1) 下記利用者様の状態が下記の ABC を全て満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2) 但し、解除することを目標に鋭意検討を行う事を約束いたします。

- A) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い。
- C) 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

利用者様氏名	
個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位、内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

施設長	事務長	副施設長	介護課長	介護主任	リーダー	医務
栄養課	歯科衛生士	施設 CM		事務	事務	作成担当

身体拘束の適正化を図るための書式（記載例）

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
○ ○ ○ ○ 様			
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン